

リユース部品、リビルト部品に係る規格策定に当たっての枠組み案

1. 基本的な考え方

- 使用済自動車の再資源化等に関する法律（平成14年法律第87号）では、使用済自動車に係る廃棄物の適正な処理、資源の有効な活用を促進するため、使用済自動車から回収された有用な部品の利用を推奨している。
- 使用済自動車から取り外した部品や修理の際に発生した交換部品等をリユース部品等に商品化するに際し、既に業界において品質検査基準、保証基準を定め、これら部品に対する信頼性の向上に向けた取り組みが行われつつあるが、自動車所有者に対する情報提供が依然として課題となっており、リユース部品等に対する信頼性を如何に高めていくかが課題となっている状況。
- 自動車所有者が安心・信頼してリユース部品等の利用判断を行うことができるよう、リユース部品等の商品化に際し実施される品質確認の内容や、リユース部品等の供給事業者が提供する保証等について、十分な情報提供が必要と考えられる。
- 一方、海外においても我が国のリユース部品等に対する需要は今後ますます高まることを見込まれることから、国内のみならず、海外市場も視野に入れた議論が必要。
- なお、規格策定の検討では、全てのリユース部品、リビルト部品を対象とし、リユース部品等の供給事業者において規格に基づく取り組みが行われることで、以下の点が担保されることを前提として検討する。
 - ① 品質確認を介して、商品化されたもの
 - ② 適切な情報提供が行われている
 - ③ 自動車に対する安全性の確保が図られている
 - ④ 模倣品の流通防止、知的財産権の保護が図られている

2. 規格策定の方向の検討

(1) 品質確認について

① これまでの取り組み

リユース部品では約300種類、リビルト部品では約100種類の部品が供給されている。また、リユース部品、リビルト部品は、自動車部品として機能させるために必要な構成部品や部材が一体となった状態（アッセンブリ）で扱われることも多く、部品の種類ごとに機能、構造等は異なり、また部品によっては自動車に装備された段階で道路運送車両の保安基準を満たすことが求められる場合もあり、商品化に際し確認すべき項目、測定方法は部品の種類ごとに異なる。

このため、一般社団法人日本自動車リサイクル部品協議会（以下、協議会という。）では、加盟する在庫共有ネットワーク間の品質確認における取り組みの統一を図るため、当該協議会において主要な機能部品に位置付けた、エンジン、トランスミッション（オートマチック、マニュアル）、スターターモーター／セルモーター、オルタネーター／ダイナモ、クーラーコンプレッサー、パワステベーンポンプ、ターボチャージャー、噴射ポンプ、スロットル・ボディについて、リユース部品の商品化に際し、確認すべき項目及び測定内容等を、品質検討基準として取りまとめ、平成23年5月に公表。当該協議会に加盟する在庫共有ネットワークでは、品質検討基準を踏まえ、具体的な商品化基準を策定し、リユース部品の品質確認に取り組まれている。

一般社団法人日本自動車リサイクル部品協議会における品質検討基準の例

(2)「品質検討基準」の共通化

1. 主要部品に関わる品質検討基準

主要部品	測定条件	測定内容	測定上の留意点
エンジン	車上作動テスト 及び検査機器チェック	①始動性	①良・否の選択
		②臭気の有無	②有・無の選択
		③排気ガスの内容・色	③有・無の選択
		④ラジエターへの吹き返し	④良・否の選択(ラジエター内汚れ目詰りの確認)
		⑤オイル濡れの有無	⑤各箇所において有・無を確認
			・ヘッドカバーの確認
			・ヘッドガasketの確認
			・オイルパンの確認
			・タイミングカバーの確認
			・フロントオイルシールの確認
			・リアオイルシールの確認
			・プレッシャースイッチの確認
⑥アイドリング、レーシングの状態	⑥良・否の選択		
⑦ブローパイプの状態	⑦良・否の選択		
⑧オイルの汚れ	⑧有・無の確認		
⑨スラッジの確認	⑨カバーを外し有・無の確認		
⑩カムシャフトの傷	⑩スラッジ確認に合わせて点検		
⑪水濡れ	⑪有・無の確認		
⑫外傷・欠品の確認	⑫有・無の確認		

※①～⑫の他、コンプレッションの測定値を把握することが望ましい

出所) 一般社団法人日本自動車リサイクル部品協議会

一方、我が国のリユース部品は、海外市場においても、自動車の使用状況、道路環境の違いから、エンジン、外装部品、ファン、ヒューズボックス等の電装部品、ストラット、ドライブシャフト、ロアアーム等の足回り部品などに対する需要が多い状況。

海外市場には我が国から直接輸出される場合もあるが、リユース部品流通においてハブとなるマレーシアやシャルジャを経由し、輸出される場合も多い。こうした場合、我が国から輸出されたリユース部品と、他国で調達された質の悪いリユース部品が混在して扱われるため、我が国から輸出するリユース部品の信頼を損なうおそれがある。

中古自動車の輸出増加等に伴い、リユース部品等に対する需要も高まることを見込まれるなかで、海外において部品の品質に起因する問題もますます起こり得るおそれがある。

こうした背景から、リユースエンジンに対して品質に係るトレーサビリティの確保とその表示方法について、標準化の取り組みが行われつつある。

② 今後の課題

協議会における品質検討基準の取り組みは、これまで当該協議会に加盟する事業者を中心に取られてきたが、当該協議会に加盟していない事業者も多いものと推察される。よって、自動車所有者が安心、信頼してリユース部品等の利用を選択できるよう、非加盟事業者を含め、品質検討基準の考えが広く浸透することが必要ではないか。

また、海外市場を視野に入れ、一部リユース部品の品質確認等の標準化に向けた取り組みも見受けられるが、さらに業界全体で議論されることにより、全体的な取り組みとして加速化され、我が国から輸出するリユース部品等に対する適正な評価が期待される。

③ 規格策定の方向性

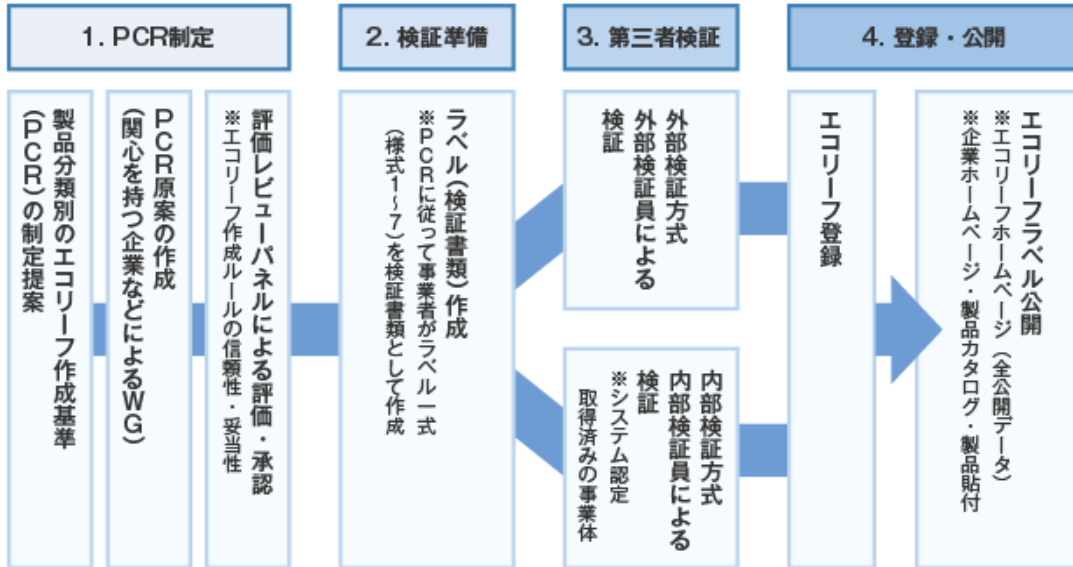
リユース部品、リビルト部品の機能や状態を自動車所有者等に対して、客観性を持ち、比較可能な情報提供を行うためには、部品の種類ごとに確認項目、測定方法等を明確化した商品化基準が必要になると考えられる。

また、リユース部品、リビルト部品に対して求められる品質は、国内流通であっても、輸出であっても本質的に変わるものではないと考えられることから、商品化基準は国内のみならず、海外の事情も考慮した上で、議論されることが求められる。

なお、自動車部品は技術の進展とともに変わることも想定されることから、規格策定においては、商品化基準を策定するためのルールを定め、必要に応じて商品化基準を整備できるようにすることが適当と考えられる。

JIS Q14025（環境ラベル及び宣言-タイプⅢ環境宣言-原則及び手順）は、事業者等が製品やサービスの環境負荷（例えば、温暖化ガスの排出量）や環境貢献（例えばリサイクル品の使用量）を定量的に表示する方法を規定する規格であるが、当該規格では、製品カテゴリールール（PCR）の策定方法を規定することで、幅広い製品やサービスを対象に環境ラベルの適用を可能としている。

JIS Q14025に基づく、環境ラベル（エコリーフラベル）の公開手順



出所) 一般社団法人産業環境管理協会 エコリーフ環境ラベル

なお、品質については、JIS Q9000（品質マネジメントシステム-基本及び用語）において「本来備わっている特性の集まりが、要求事項を満たす程度」と定義され、また特性については「そのものを識別するための性質」、要求事項については「明示されている、通常、暗黙のうちに了解されている若しくは義務として要求されている、ニーズ又は期待。」と定義されている。

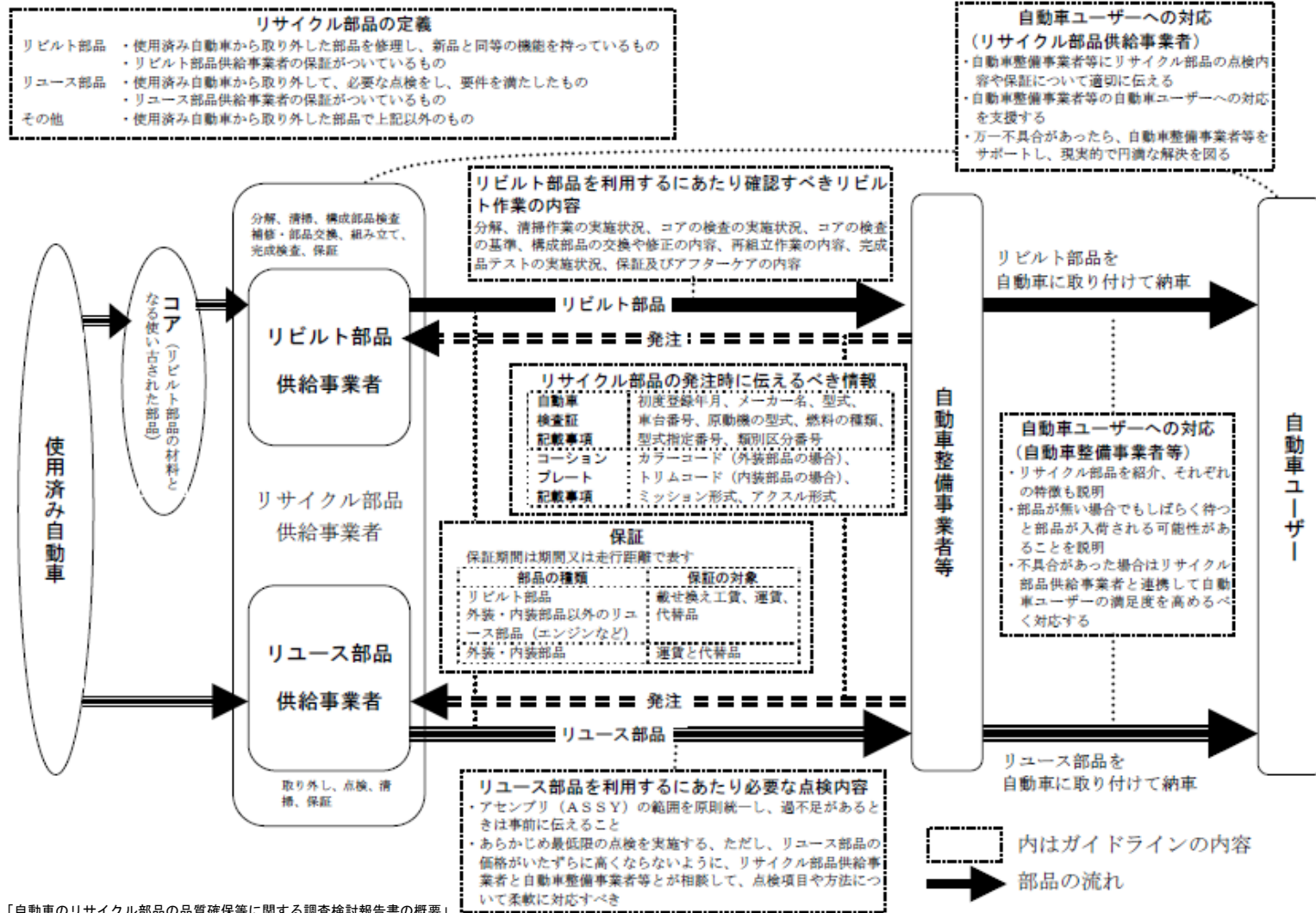
リユース部品では、商品化に際して実施される検査は、外観、機能、作動状況の確認に留まるものであるが、商品化の判断基準はリユース部品の供給事業者等において策定した商品化基準に基づき実施されることから、これら行為についても品質確認と整理することが適当と考えられる。

(2) 適切な情報提供について

① これまでの取り組み

「自動車のリサイクル部品の品質確保等に関する調査検討報告書」（国土交通省 平成14年5月公表）において、リユース部品、リビルト部品の利用促進のためのガイドラインが示されている。

自動車のリサイクル部品の利用促進のためのガイドラインの内容



当該報告書では、リユース部品、リビルト部品を出荷する前の点検や、トラブルが発生した際の保証内容等について、自動車整備事業者や車体整備事業者（以下、自動車整備事業者等という。）と、リユース部品、リビルト部品を供給する事業者との間で共通認識を形成し、リユース部品、リビルト部品に対する信頼性を高めるとともに、自動車所有者への情報提供やアフターサービスを充実させ、自動車所有者のリユース部品、リビルト部品に対する評価を高めていくことが必要との考えのもと、自動車所有者への対応において、リユース部品、リビルト部品の供給事業者及び自動車整備事業者等が果たすべき役割が整理されている。

自動車のリサイクル部品の品質確保等に関する調査検討報告書の概要（抜粋）

（７）自動車ユーザーへの対応

①自動車整備事業者等の役割

自動車整備事業者等が自動車ユーザーへの対応において果たす役割は以下のとおりである。

- ・ユーザーに対し、新品の部品だけでなく、リビルト部品やリユース部品等のリサイクル部品も紹介する。その際、それぞれの部品の特徴を説明する。
- ・必要なリサイクル部品がすぐに見つからない場合でも、しばらく待つと部品が入荷する可能性があることを自動車ユーザーに説明する。
- ・部品に不具合があった場合はリサイクル部品供給事業者と連携し、自動車ユーザーの満足度を高めるべく対応する。

②リサイクル部品供給事業者の役割

リサイクル部品供給事業者が自動車ユーザーへの対応において果たす役割は以下のとおりである。

- ・自動車整備事業者等にリサイクル部品の点検内容や保証について適切に伝える。
- ・自動車整備事業者等の自動車ユーザーへの対応を支援する。
- ・万一不具合があったら、自動車整備事業者等をサポートし、現実的で円満な解決を図る。

また、自動車整備事業者等においてリユース部品、リビルト部品を正確に発注にするために必要となる自動車検査証とコーションプレート（ネームプレート、モデルナンバープレートとも呼ばれる）の情報項目のほか、リユース部品、リビルト部品を利用する際に確認すべき点検、作業内容等について整理されている。

リサイクル部品の発注の際にリサイクル部品供給事業者伝えるべき情報

自動車検査証記載事項	初年度登録年月、メーカー名、型式、車台番号、原動機の型式、燃料の種類、型式指定番号、類別区分番号
コーションプレート記載事項	カラーコード(外装部品の場合)、トリムコード(内装部品の場合)、ミッション形式、アクスル形式

リユース部品、リビルト部品の利用にあたり、必要な点検、作業内容

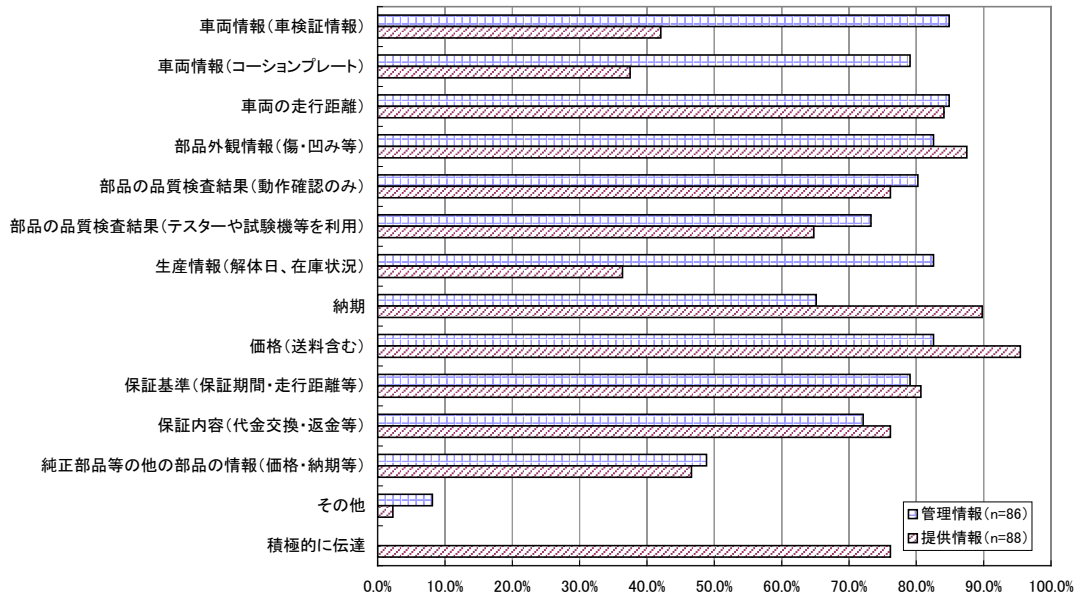
リユース部品を利用するにあたり必要な点検内容	<ul style="list-style-type: none"> ・エンジンやドアなどのアセンブリ (ASSY) の範囲を、原則統一し、万一過不足があるときは事前に伝えること ・自動車整備業者等が、安心して自動車ユーザーにリユース部品を勧めるために最低限必要とする点検項目を示し、これらの点検を実施すること。ただし、リユース部品の価格がいたずらに高くなるようにするため、リサイクル部品供給事業者と自動車整備事業者等が相談し、点検項目や方法について柔軟に対応すること。
リビルト部品を利用するにあたり確認すべき作業内容	<ul style="list-style-type: none"> ・分解、清掃作業の実施状況 ・コアの検査の実施状況 ・コアの検査の基準 ・構成部品の交換や修正の内容 ・再組立作業の内容 ・完成品テストの実施状況 ・保証及びアフターケアの内容 <p>※コア：リビルト部品の材料となる、“使い古された部品”</p>

現在、リユース部品、リビルト部品の商品化に際して管理すべき情報、また供給に際して提供すべき情報については標準化等が行われていないものの、リユース部品、リビルト部品の供給事業者では、商品化に際して、車両情報、品質検査結果などの情報管理に取り組まれつつあると考えられる。

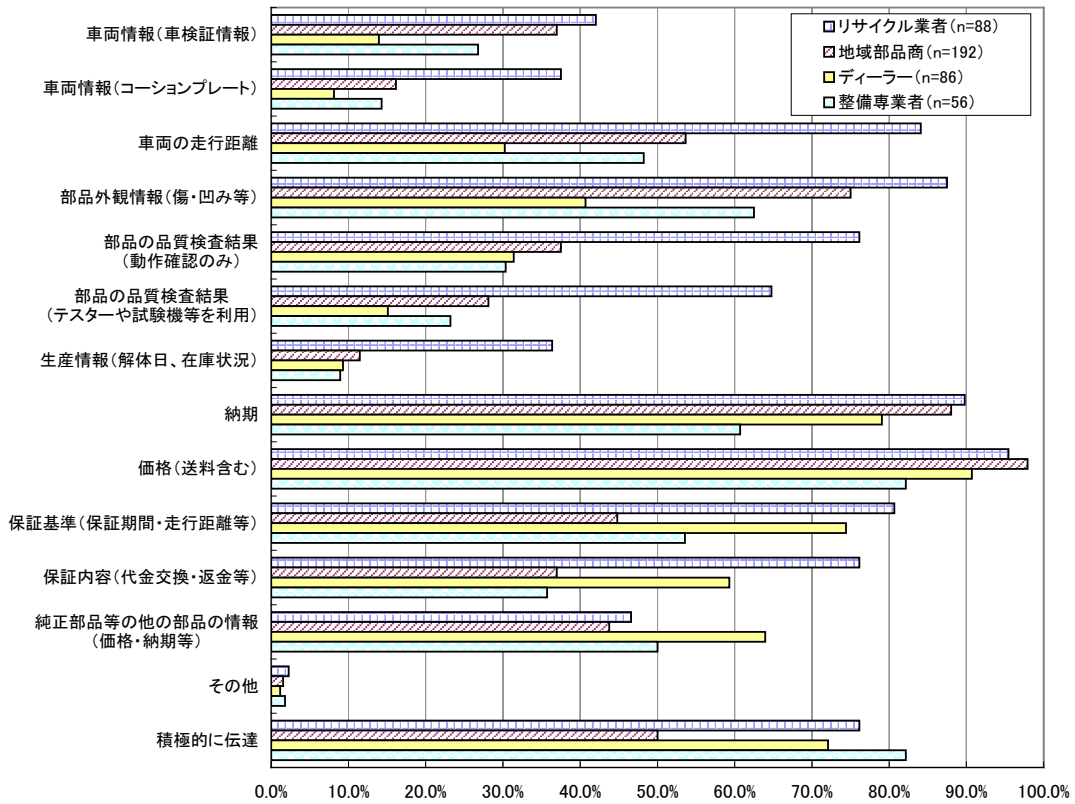
しかしながら、販売に際しては、車両の走行距離、部品の外観情報（傷、凹み等）、品質検査結果などの品質に係る情報が伝えられる場合は多いものの、車両情報、商品化に係る情報などのトレーサビリティに係る情報は供給事業者内部での管理に留まっている。

さらに、リユース部品、リビルト部品の販売に係る事業者においては、価格、納期、保証内容に係る情報は自動車所有者に伝えられる場合は多いものの、品質検査結果や商品化に係る情報は、自動車所有者に十分伝わっていないと考えられる。

リユース部品、リビルト部品の供給事業者における情報の取り扱い状況



リユース部品、リビルト部品の販売に際しての情報の提供状況



出所) 平成25年度素形材関連取引実態調査(自動車補修部品産業未来ビジョンフォローアップ調査)

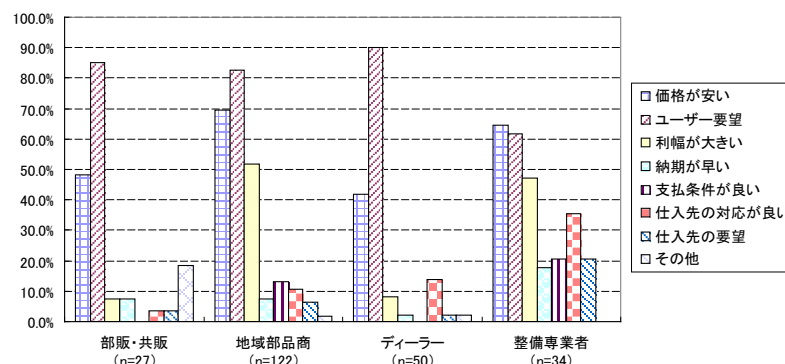
一方、輸出においては、リユースエンジンの商品化に際して実施された検査に係る状態証明として、①以前の車両の走行距離、②外観、サビの状態、③エンジン内部のスラッジ、④エンジンの始動状態、⑤コンプレッション値、⑥オーバーヒートの有無の6項目をレーダーチャートによる表示とともに、供給状況等に対するトレーサビリティの観点から、①車両型式、②原動機の型式、③車台番号、④車両名称、⑤初年度登録年、⑥リユースエンジンの供給事業者などの情報を併せて提供する標準化の取り組みもみられる。

② 今後の課題

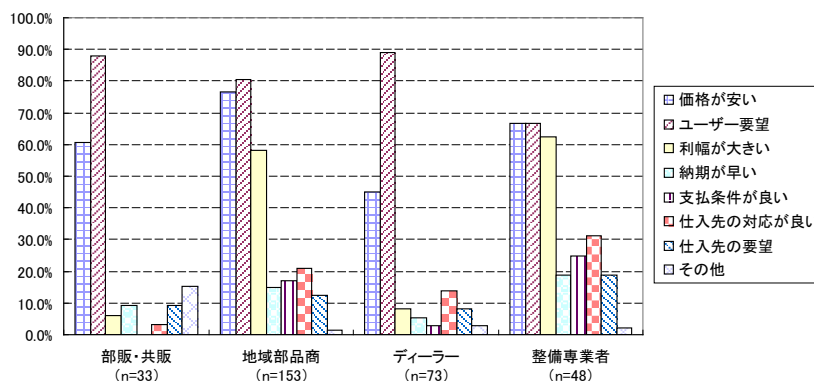
リユース部品、リビルト部品に対して、自動車所有者は品質面における信頼の更なる向上を求めている一方で、これら部品を販売する事業者では、自動車所有者からの要望が契機となって取り扱われる場合も少なくない。

このため、リユース部品、リビルト部品の供給事業者と販売事業者が、自動車所有者に対する情報提供も含めて、さらに連携して取り組むことが重要ではないか。

リユース部品を取り扱う理由



リビルト部品を取り扱う理由



出所) 平成25年度素材材関連取引実態調査(自動車補修部品産業未来ビジョンフォローアップ調査)

③ 規格策定の方向性

リユース部品、リビルト部品の供給事業者において管理すべき情報項目の検討に際しては、「自動車のリサイクル部品の品質確保等に関する調査検討報告書」で示された情報等を踏まえつつ、商品化から流通、使用段階にわたり、必要な情報について検討する必要があると考えられる。

また、必要な情報について十分に配慮したとしても、その情報が十分に提供されなかったり、自動車所有者等に伝わらなかったりすることも想定される。そのため、その原因を分析しつつ、情報提供の方法について合わせて検討することも重要と考えられる。

自動車所有者において、品質面に不安を抱いていることに鑑みれば、リユース部品、リビルト部品とも、部品の回収状況、商品化に際して実施した検査や作業内容について、リユース部品、リビルト部品の供給事業者において管理が必要と考えられる。

なお、供給に際し提供する情報は、自動車所有者の判りやすさなどに配慮して、情報項目を限定する場合でも、求めに応じて必要な情報が提供できるよう適切に管理されることが望まれる。

また、リユース部品、リビルト部品に不具合が発生した場合、第一次責任はリユース部品、リビルト部品の供給事業者が負う可能性に留意し、供給元に関する情報とともに、保証及びアフターケアの内容に関する情報が提供されることが必要と考えられる。

一方で、情報が提供された場合でも、その情報の信頼性が問題になると考えられる。信頼性を担保するためには、リユース部品、リビルト部品の供給事業者に対し、記録の管理等に関する取り組みを求めることが必要と考えられる。

(3) 安全性の確保について

① これまでの取り組み

自動車補修部品は、自動車に装備された際、道路運送車両の保安基準に適合することが求められ、リユース部品、リサイクル部品においても保安基準への適合が求められるものである。

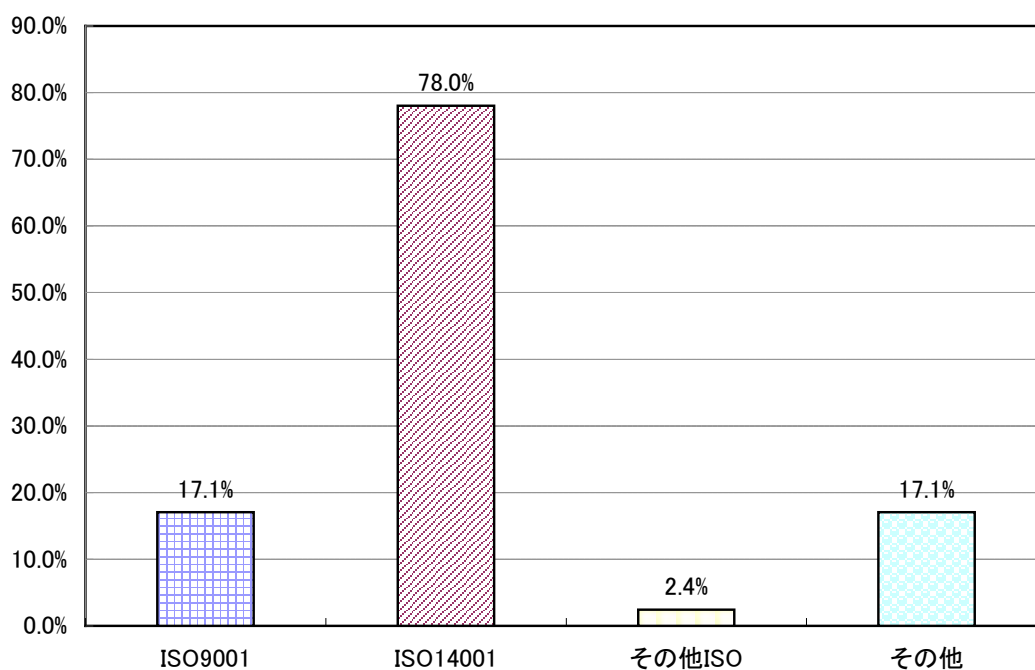
既に、一部の在庫流通ネットワークでは、ISO9001の認証を受け、当該規格に基づき、不適合製品に対する管理プロセスを構築、運用する取り組みもみられるが、リユース部品、リビルト部品を供給事業者全体で見ると、ISO9001の認証取得は一部事業者に留

まっている状況。

また、欠陥車による事故を未然に防止し、自動車所有者等を保護することを目的としてリコール制度が運用されており、自動車等に対するリコールが発生した場合、その情報が国土交通省や自動車製造業者より情報提供が行われている。

一部の在庫流通ネットワークでは、リコール情報が公表された場合には、自動車製造業者等が提供するリコール情報検索サイトより情報を入手し、ネットワークが運用するシステムを通じて、リユース部品の商品化を行う解体業者や受注管理を行う部門で共有を図る取り組みが行われている。

リユース部品、リビルト部品の供給事業者における認証の取得状況



出所) 平成25年度素形材関連取引実態調査(自動車補修部品産業未来ビジョンフォローアップ調査)

② 今後の課題

リユース部品、リビルト部品は、これらを供給する事業者において独自に策定した商品化基準に基づく品質検査等を行い、商品化の判断が行われている。このため、リユース部品、リビルト部品を供給する事業者において、リコール対象部品を含む、不適合部品の流通防止等への取り組みが求められる。

③ 規格策定の方向性

リユース部品、リビルト部品が装備された自動車の安全性を確保するためには、これら部品の商品化基準において、道路運送車両の保安基準を踏まえた品質等の確認項目が定められることが必要と考えられる。

また、リコール届出一覧により提供されている情報は、リコール対象となる車台番号の範囲、対象となる部品名称等が提供されていることから、リユース部品、リビルト部品を回収した当初車両の『車台番号』、『リコール届出番号』、『リコール届出番号に対応した改善措置の実施状況』に関する情報が適切に管理されることも必要と考えられる。

なお、道路運送車両の保安基準への不適合部品の流通防止のためには、リユース部品、リビルト部品の商品化に際して策定される商品化基準に基づく品質検査等が徹底され、流通を未然に防ぐための予防的措置のほか、不適合部品が発生した場合にそれを適合部品と区別して管理する措置、部品管理の記録とともに、発生した場合の対処のためにトレーサビリティの確保、今後発生させないための是正措置などについて、リユース部品、リビルト部品の供給事業者における体制構築が重要になると考えられる。

(4) 知的財産の保護について

① これまでの取り組み及び課題

自動車は、様々な技術を用いて性能の向上の実現や、個性的なデザインによる商品価値の向上が図られているとともに、信頼性を有する品質の証として自動車製造業者、部品製造業者の商標が付されており、こうした取り組みは知的財産権によって権利保護されている。

近年、自動車補修用部品においても模倣品対策が課題となるなか、リユース部品、リビルト部品の供給事業者においては、知的財産の侵害防止に配慮し、模倣品の流通防止に努めることが求められる。

特にリビルト部品では、原部品の加工や部材の交換によって、商品化が行われるため、当該部品の特許情報について十分に確認し、商品化の判断を行うことが求められる。また、リユース部品、リビルト部品の供給に際しては、商品の出所混同を生じる場合は、商標の出所表示機能を害するおそれがあるため、販売元、車両履歴、品質確認の結果などの情報が適正に提供、表示されることが必要となる。

こうしたなか、協議会では、当該協議会で策定する品質・保証基準に基づいた商品化が行われたリユース部品に対し、品質・保証認証シールを貼付する制度が平成26年1月より開始され、NGP日本自動車リサイクル事業協同組合におけるギャランティシールの取り組みと合わせて、リユース部品として信頼の証を示すものとして運用されているところ。



出所) 一般社団法人日本自動車リサイクル部品協議会



出所) NGP日本自動車リサイクル事業協同組合

また、リユース部品、リビルト部品が模倣品とならないように取り組むとともに、これらの部品そのものが模倣され、模倣品等の問題を拡大することがないように、商品化、流通に際し、模倣品等対策の強化を図る取り組みも求められる。

② 規格策定の方向性

リユース部品、リビルト部品の供給事業者においては、供給元等を明確化するとともに、車両履歴、品質確認の結果などの情報が適切に表示、提供されることが重要であり、識別マークの活用も含め、リユース部品、リビルト部品としての情報提供の方策、またこれを担保する方策について規定する必要があると考えられる。

また、リユース部品、リビルト部品を供給する事業者に対しては、商標法、特許法などの関連する法令を遵守する体制の構築を求めていくことも必要と考えられる。

なお、リユース部品、リビルト部品の供給事業者には小規模事業者も多く存在すると考えられることから、特許情報の確認や模倣品等への対応は、業界全体として取り組むことも必要と考えられる。

3. リユース部品、リビルト部品に対する規格の全体イメージ

規格策定の方向性を踏まえると、リユース部品、リビルト部品に対する要求事項は、部品そのものに対する要求事項のほか、これら部品を供給する事業者に対しても一定の取り組みを求める要求事項に大別されると考えられる。

規格における要求事項案

	部品	供給事業者等
品質確認	○部品の種類ごとに、商品化基準(品質等の確認項目及び測定方法等)を策定するためのルール	○商品化基準に基づき、適切な商品化を実施するための検証、管理体制
適切な情報提供	○部品の商品化から流通、使用段階に至るまで、管理、共有すべき情報項目 ○自動車所有者等に対して提示する情報項目とその書式	○適切な情報の記録と、その管理体制
安全性の確保	○道路運送車両の保安基準を踏まえた品質等の確認項目	○不適合製品の発生予防、トレーサビリティの確立、不適合製品発生時の対応、是正措置に取り組む体制
知的財産の保護	○自動車所有者の視点から、円滑、適切な保証等の対応のため、供給事業者の明確化や識別方法	○関連する法令への遵守 ○識別方法の適正な運用

また、想定される規格体系としては、リユース部品、リビルト部品の供給事業者に対する「品質確認」、「適正な情報提供」、「安全性の確保」、「知的財産の保護」の視点からの要求事項や、商品化基準の策定ルールなど、環境整備に係る規格と、当該規格に基づき部品の種類ごとに策定する商品化基準の規格からなる規格群として整備していくことが考えられる。

規格体系のイメージ

